

平成29年版厚生労働白書 正誤表

「平成29年版厚生労働白書」において、掲載内容に誤りがございました。ご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

なお、HP上に掲載されている内容につきましては、修正が反映されております。

頁	該当箇所	修正内容																																																																																																																
		誤		正																																																																																																														
資料編 90頁	詳細データ①	<table><tr><th></th><th colspan="2">臓器提供者数</th><th colspan="2">移植実施件数</th><th rowspan="2">待機患者数</th></tr><tr><th></th><th>うち脳死下</th><th></th><th>うち脳死下</th></tr><tr><td>心臓</td><td>331名</td><td>331名</td><td>331件</td><td>331件</td><td>587名</td></tr><tr><td>肺</td><td>290名</td><td>290名</td><td>350件</td><td>350件</td><td>319名</td></tr><tr><td>肝臓</td><td>364名</td><td>364名</td><td>392件</td><td>392件</td><td>325名</td></tr><tr><td>腎臓</td><td>1,783名</td><td>406名</td><td>3,309件</td><td>799件</td><td>12,432名</td></tr><tr><td>膵臓</td><td>297名</td><td>293名</td><td>296件</td><td>293件</td><td>194名</td></tr><tr><td>小腸</td><td>14名</td><td>14名</td><td>14件</td><td>14件</td><td>3名</td></tr><tr><td>眼球（角膜）</td><td>18,378名</td><td>179名</td><td>29,713件</td><td>341件</td><td>2,042名</td></tr></table>					臓器提供者数		移植実施件数		待機患者数		うち脳死下		うち脳死下	心臓	331名	331名	331件	331件	587名	肺	290名	290名	350件	350件	319名	肝臓	364名	364名	392件	392件	325名	腎臓	1,783名	406名	3,309件	799件	12,432名	膵臓	297名	293名	296件	293件	194名	小腸	14名	14名	14件	14件	3名	眼球（角膜）	18,378名	179名	29,713件	341件	2,042名	<table><tr><th></th><th colspan="2">臓器提供者数</th><th colspan="2">移植実施件数</th><th rowspan="2">待機患者数</th></tr><tr><th></th><th></th><th>うち脳死下</th><th></th><th>うち脳死下</th></tr><tr><td>心臓</td><td>331名</td><td>331名</td><td>331件</td><td>331件</td><td>587名</td></tr><tr><td>肺</td><td>290名</td><td>290名</td><td>350件</td><td>350件</td><td>319名</td></tr><tr><td>肝臓</td><td>364名</td><td>364名</td><td>392件</td><td>392件</td><td>325名</td></tr><tr><td>腎臓</td><td>1,783名</td><td>406名</td><td>3,309件</td><td>799件</td><td>12,432名</td></tr><tr><td>膵臓</td><td>297名</td><td>293名</td><td>296件</td><td>293件</td><td>194名</td></tr><tr><td>小腸</td><td>14名</td><td>14名</td><td>14件</td><td>14件</td><td>3名</td></tr><tr><td>眼球（角膜）</td><td>18,379名</td><td>179名</td><td>29,715件</td><td>341件</td><td>2,042名</td></tr></table>					臓器提供者数		移植実施件数		待機患者数			うち脳死下		うち脳死下	心臓	331名	331名	331件	331件	587名	肺	290名	290名	350件	350件	319名	肝臓	364名	364名	392件	392件	325名	腎臓	1,783名	406名	3,309件	799件	12,432名	膵臓	297名	293名	296件	293件	194名	小腸	14名	14名	14件	14件	3名	眼球（角膜）	18,379名	179名	29,715件	341件	2,042名
			臓器提供者数		移植実施件数		待機患者数																																																																																																											
	うち脳死下		うち脳死下																																																																																																															
心臓	331名	331名	331件	331件	587名																																																																																																													
肺	290名	290名	350件	350件	319名																																																																																																													
肝臓	364名	364名	392件	392件	325名																																																																																																													
腎臓	1,783名	406名	3,309件	799件	12,432名																																																																																																													
膵臓	297名	293名	296件	293件	194名																																																																																																													
小腸	14名	14名	14件	14件	3名																																																																																																													
眼球（角膜）	18,378名	179名	29,713件	341件	2,042名																																																																																																													
	臓器提供者数		移植実施件数		待機患者数																																																																																																													
		うち脳死下		うち脳死下																																																																																																														
心臓	331名	331名	331件	331件	587名																																																																																																													
肺	290名	290名	350件	350件	319名																																																																																																													
肝臓	364名	364名	392件	392件	325名																																																																																																													
腎臓	1,783名	406名	3,309件	799件	12,432名																																																																																																													
膵臓	297名	293名	296件	293件	194名																																																																																																													
小腸	14名	14名	14件	14件	3名																																																																																																													
眼球（角膜）	18,379名	179名	29,715件	341件	2,042名																																																																																																													
資料編 135頁	詳細データ③	業務上疾病の発生状況は、昭和54年には20,000人を超えていたものの長期的には減少しており、平成28年は、7,361人（前年比0.1%減）であった。				業務上疾病の発生状況は、昭和54年には20,000人を超えていたものの長期的には減少しており、平成28年は、7,340人（前年比0.1%減）であった。																																																																																																												
		資料編 P251	詳細データ③	確定拠出年金の規約承認数・加入者数の推移 <table><tr><th>年度</th><th>企業型承認件数</th><th>企業型加入者数 (千人)</th><th>個人型加入者数 (人)</th></tr><tr><td>2009 (平成 21) 年度</td><td>3,301</td><td>3,404</td><td>111,056</td></tr></table>				年度	企業型承認件数	企業型加入者数 (千人)	個人型加入者数 (人)	2009 (平成 21) 年度	3,301	3,404	111,056	確定拠出年金の規約承認数・加入者数の推移 <table><tr><th>年度</th><th>企業型承認件数</th><th>企業型加入者数 (千人)</th><th>個人型加入者数 (人)</th></tr><tr><td>2009 (平成 21) 年度</td><td>3,301</td><td>3,404</td><td>112,063</td></tr></table>				年度	企業型承認件数	企業型加入者数 (千人)	個人型加入者数 (人)	2009 (平成 21) 年度	3,301	3,404	112,063																																																																																							
年度	企業型承認件数			企業型加入者数 (千人)	個人型加入者数 (人)																																																																																																													
2009 (平成 21) 年度	3,301	3,404	111,056																																																																																																															
年度	企業型承認件数	企業型加入者数 (千人)	個人型加入者数 (人)																																																																																																															
2009 (平成 21) 年度	3,301	3,404	112,063																																																																																																															

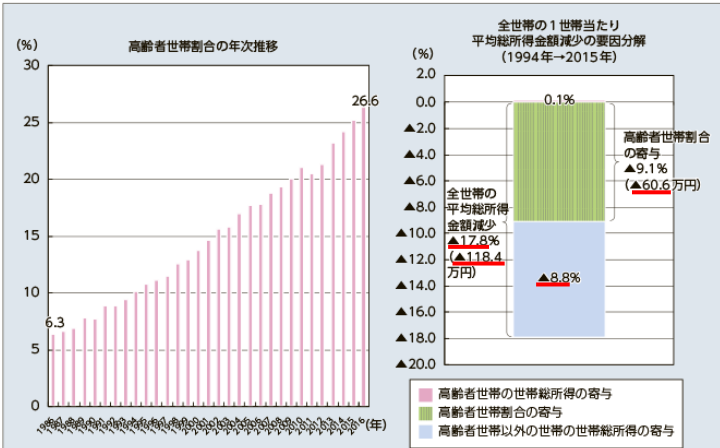
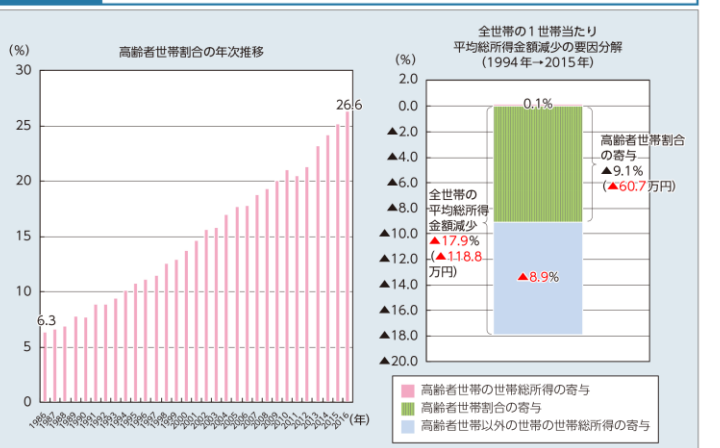
平成 29 年版厚生労働白書 正誤表

平成 30 年 7 月 20 日、当省は「平成 28 年国民生活基礎調査」の結果の訂正について発表しました。これを踏まえ、「平成 29 年版厚生労働白書」の記述について、ご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり訂正いたします。

なお、HP 上に掲載されている内容につきましては、修正が反映されております。

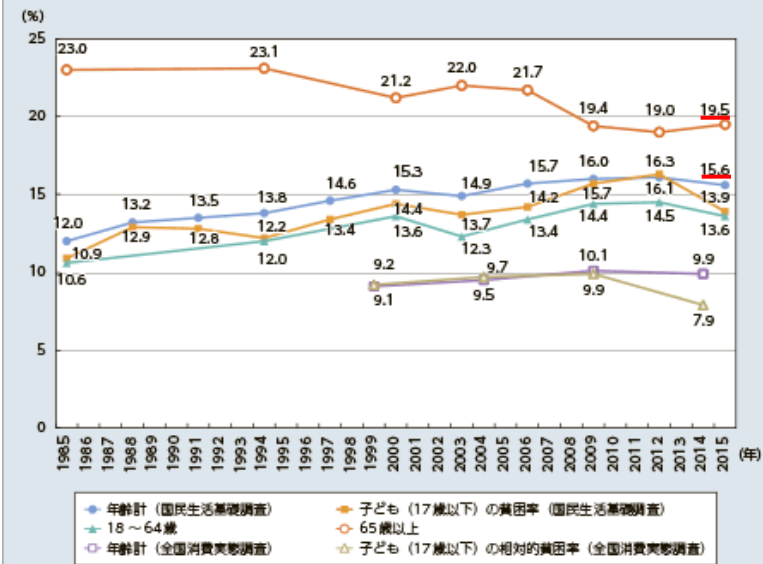
頁	該当箇所	修正内容	
		誤	正
36 頁	14 行目 (本文)	2015（平成 27）年には 545. <u>8</u> 万円と 2 年連続の増加となっている（図表 2-1-1）。	2015（平成 27）年には 545. <u>4</u> 万円と 2 年連続の増加となっている（図表 2-1-1）。
	19 行目 (本文)	2015 年には 308. <u>4</u> 万円となっている。	2015 年には 308. <u>1</u> 万円となっている。
	24 行目 (本文)	2015 年には 707. <u>8</u> 万円となっている。	2015 年には 707. <u>6</u> 万円となっている。
	26 行目 (本文)	（1994 年に比べて 17. <u>8</u> %の減少）	（1994 年に比べて 17. <u>9</u> %の減少）

37 頁	図表 2-1-1	図表 2-1-1 1世帯当たり平均総所得金額の年次推移 資料：厚生労働省政策統計官付世帯統計室 「国民生活基礎調査」 (注) 1. 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。 2. 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。 3. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。 4. 2010年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 5. 2011年の数値は、福島県を除いたものである。 6. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。	図表 2-1-1 1世帯当たり平均総所得金額の年次推移 資料：厚生労働省政策統計官付世帯統計室 「国民生活基礎調査」 (注) 1. 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。 2. 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。 3. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。 4. 2010年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 5. 2011年の数値は、福島県を除いたものである。 6. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。
38 頁	7 行目 (本文)	全世帯の1世帯当たり平均総所得金額の減少分17.8%のうち9.1%が高齢者世帯割合の増加による	全世帯の1世帯当たり平均総所得金額の減少分17.9%のうち9.1%が高齢者世帯割合の増加による

38 頁	図表 2-1-2	図表 2-1-2 高齢者世帯割合の年次推移・1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解  資料：「高齢者世帯割合の年次推移」は厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」、「全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解（1994年→2015年）」は「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成 (注) 1. 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。 2. 1995年（世帯総所得については1994年）の数値は、兵庫県を除いたものである。ただし、「全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解（1994年→2015年）」における1994年の数値は、「高齢者世帯」を「65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯」として集計したものである。 3. 2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 4. 2012年の数値は、福島県を除いたものである。 5. 2016年（世帯総所得については2015年）の数値は、熊本県を除いたものである。	図表 2-1-2 高齢者世帯割合の年次推移・1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解  資料：「高齢者世帯割合の年次推移」は厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」、「全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解（1994年→2015年）」は「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成 (注) 1. 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。 2. 1995年（世帯総所得については1994年）の数値は、兵庫県を除いたものである。ただし、「全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解（1994年→2015年）」における1994年の数値は、「高齢者世帯」を「65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯」として集計したものである。 3. 2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 4. 2012年の数値は、福島県を除いたものである。 5. 2016年（世帯総所得については2015年）の数値は、熊本県を除いたものである。
60 頁	21 行目 (本文)	2015（平成 27）年には 15. <u>6</u> % となり	2015（平成 27）年には 15. <u>7</u> % となり
61 頁	1 行目 (本文)	0. <u>5</u> %ポイント低下している。	0. <u>4</u> %ポイント低下している。
	8 行目 (本文)	2015 年では 19. <u>5</u> %まで下がっている。	2015 年では 19. <u>6</u> %まで下がっている。

図表
2-1-17

図表 2-1-17 世帯員の年齢階級別にみた相対的貧困率 推移



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」及び総務省統計局「全国消費実態調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 1. 「18～64歳」及び「65歳以上」の数値については、「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成。

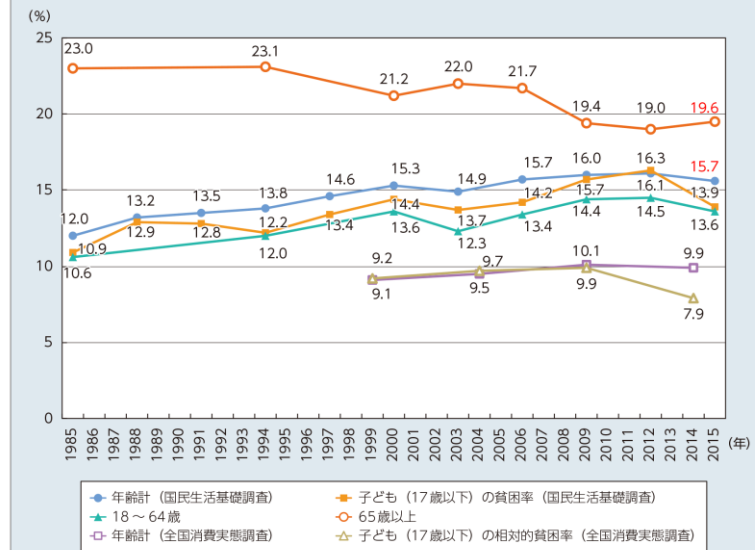
2. 国民生活基礎調査に関する1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3. 国民生活基礎調査に関する2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

4. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図表 2-1-17 世帯員の年齢階級別にみた相対的貧困率 推移



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」及び総務省統計局「全国消費実態調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 1. 「18～64歳」及び「65歳以上」の数値については、「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成。

2. 国民生活基礎調査に関する1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

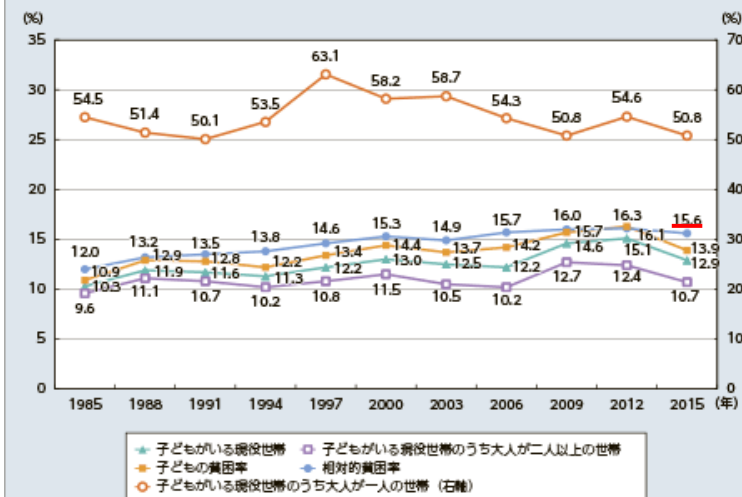
3. 国民生活基礎調査に関する2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

4. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図表
2-1-18

図表 2-1-18 世帯構造別 相対的貧困率の推移



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

(注) 1. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

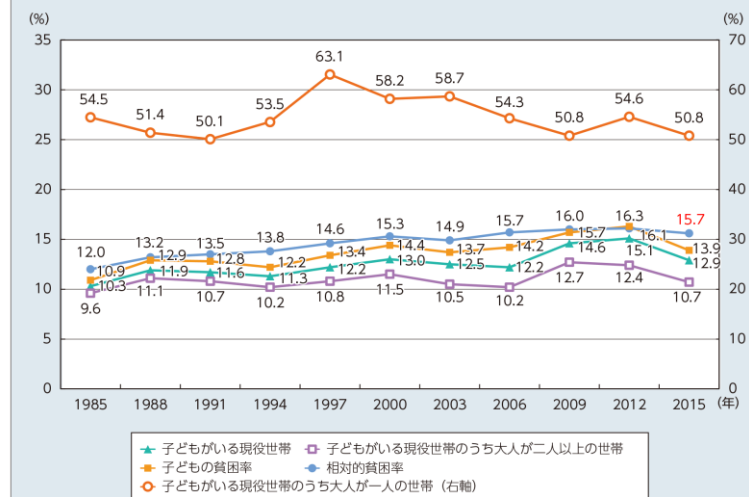
2. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

3. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

4. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図表 2-1-18 世帯構造別 相対的貧困率の推移



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

(注) 1. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

3. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

4. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図表
3-1-2

図表 3-1-2 高齢者世帯の所得状況と公的年金制度が地域経済に果たす役割

高齢者世帯の所得状況

仕送り・企業年金・
個人年金・その他の所得
16.9万円 (5.5%)

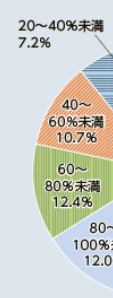
公的年金・恩給以外の
社会保障給付金
1.9万円 (0.6%)

財産所得
22.9万円
(7.4%)

稼働所得
65.0万円
(21.1%)

高齢者世帯
1世帯当たり
平均所得金額
308.4万円

公的年金・恩給
201.6万円
(65.4%)



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」（2016年）
 (注) 1. 両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。
 2. 熊本県を除いたものである。

地域経済を支える役割

都道府県名(高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県 (33.1%)	18.2%	23.5%
鳥取県 (30.4%)	17.5%	20.5%
秋田県 (34.7%)	16.3%	18.9%
愛媛県 (31.4%)	16.2%	19.3%
長崎県 (30.5%)	16.0%	18.1%
高知県 (33.6%)	15.8%	18.8%
奈良県 (29.6%)	15.8%	20.6%

資料
 高齢化率：総務省統計局「人口推計」（2016年）
 都道府県別年金総額：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」（2014年度）をもとに作成（厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額）
 県民所得・家計最終消費支出：内閣府経済社会総合研究所「平成26年度県民経済計算」

図表 3-1-2 高齢者世帯の所得状況と公的年金制度が地域経済に果たす役割

高齢者世帯の所得状況

仕送り・企業年金・
個人年金・その他の所得
16.9万円 (5.5%)

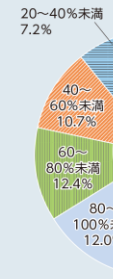
公的年金・恩給以外の
社会保障給付金
1.9万円 (0.6%)

財産所得
22.8万円
(7.4%)

稼働所得
64.9万円
(21.1%)

高齢者世帯
1世帯当たり
平均所得金額
308.1万円

公的年金・恩給
201.5万円
(65.4%)



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」（2016年）
 (注) 1. 両円グラフとも、四捨五入による端数処理を行っている。
 2. 熊本県を除いたものである。

地域経済を支える役割

都道府県名(高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県 (33.1%)	18.2%	23.5%
鳥取県 (30.4%)	17.5%	20.5%
秋田県 (34.7%)	16.3%	18.9%
愛媛県 (31.4%)	16.2%	19.3%
長崎県 (30.5%)	16.0%	18.1%
高知県 (33.6%)	15.8%	18.8%
奈良県 (29.6%)	15.8%	20.6%

資料
 高齢化率：総務省統計局「人口推計」（2016年）
 都道府県別年金総額：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」（2014年度）をもとに作成（厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額）
 県民所得・家計最終消費支出：内閣府経済社会総合研究所「平成26年度県民経済計算」

詳細
データ
①

所得

詳細データ① 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり及び世帯人員1人当たり平均所得金額

	総 数	29歳以下	30～39歳	40～49	50～59	60～69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり								
平均所得金額 (万円)	545.8	343.5	562.3	671.1	743.9	531.0	405.3	436.0
世帯人員1人当たり								
平均所得金額 (万円)	212.4	184.6	177.1	209.6	264.0	217.5	191.8	199.5

資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「平成28年国民生活基礎調査」
 (注) 1. 熊本県を除いたものである。
 2. 所得は、平成27年1年間の所得である。
 3. 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

所得

詳細データ① 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり及び世帯人員1人当たり平均所得金額

	総 数	29歳以下	30～39歳	40～49	50～59	60～69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり								
平均所得金額 (万円)	545.4	343.5	562.1	670.7	743.1	530.8	405.1	435.9
世帯人員1人当たり								
平均所得金額 (万円)	212.2	184.7	177.0	209.5	263.8	217.3	191.6	199.3

資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「平成28年国民生活基礎調査」
 (注) 1. 熊本県を除いたものである。
 2. 所得は、平成27年1年間の所得である。
 3. 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

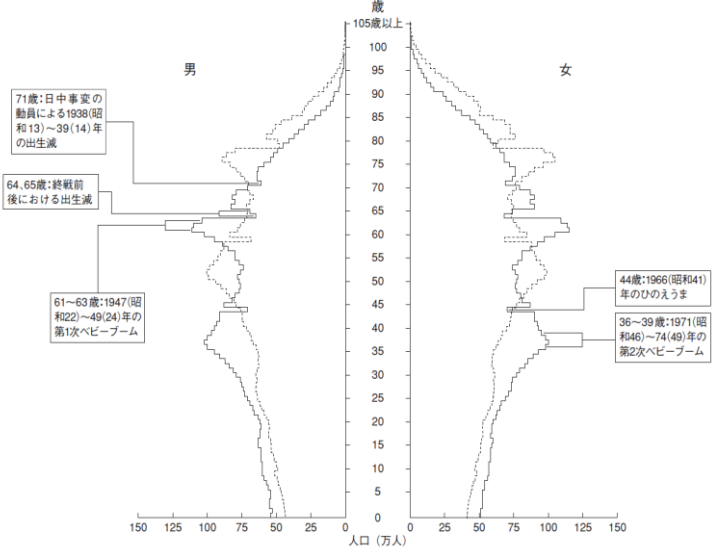
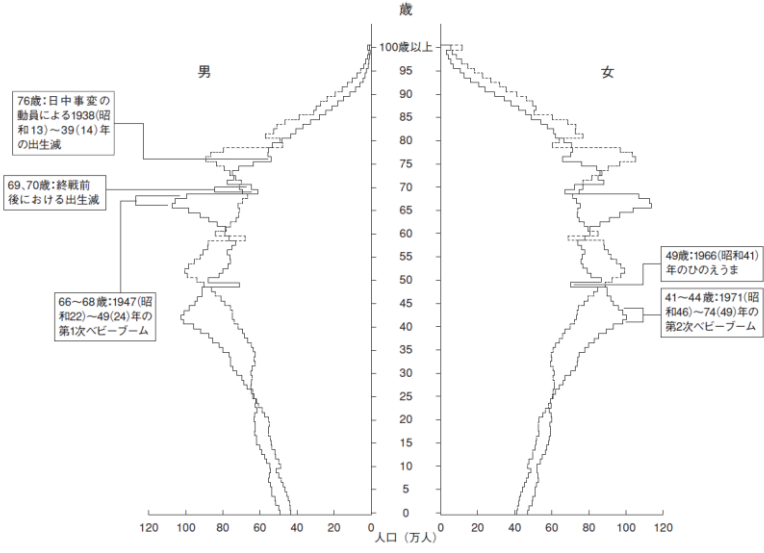
資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「平成28年国民生活基礎調査」
(注) 1. 熊本県を除いたものである。
2. 所得は、平成27年1年間の所得である。

資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「平成28年国民生活基礎調査」
(注) 1. 熊本県を除いたものである。
2. 所得は、平成27年1年間の所得である。

平成 29 年版厚生労働白書 正誤表

「平成 29 年版厚生労働白書」において、掲載内容に誤りがございました。ご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

なお、HP 上に掲載されている内容につきましては、修正が反映されております。

頁	該当箇所	修正内容	
		誤	正
編 7 頁	概要 我が国の 人口ピラ ミッド	 資料：2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）出生中位（死亡中位）推計」、2015年は総務省統計局「平成27年国勢調査」 (注) 実線は2015年、破線は2025年の数値。105歳以上人口は年齢別人口が算出できないため、まとめて「105歳以上」とした。	吹き出し・グラフ及び注釈の修正  資料：2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）出生中位（死亡中位）推計」、2015年は総務省統計局「平成27年国勢調査」 (注) 実線は2015年、破線は2025年の数値。